

○弘前地区環境整備事務組合正副管理者会議規則

令和 8 年 1 月 21 日 規則第 1 号

(設置)

第 1 条 弘前地区環境整備事務組合（以下「組合」という。）行政運営の基本方針及び重要施策について審議し、その総合調整を行い、組合行政の効率的な遂行を図るため、弘前地区環境整備事務組合正副管理者会議（以下「正副管理者会議」という。）を設ける。

(構成)

第 2 条 正副管理者会議は、管理者、副管理者をもって構成する。

2 前項の者に事故があるときは、その代理者が出席することができる。

3 管理者は、必要があると認める場合は、会計管理者及び関係市町村の担当課長又はそれらの代理者を出席させることができる。

(職員)

第 3 条 正副管理者会議の事務処理をするため、組合に事務局職員を置く。

2 前項の事務局職員は、組合職員を充てる。

(付議事項)

第 4 条 正副管理者会議に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 組合の事業基本計画に関する事項

(2) 重要施策の策定に関する事項

(3) 予算編成に関する事項

(4) 議会の提出議案に関する事項

(5) その他、管理者が必要と認める事項

(報告事項)

第 5 条 正副管理者会議に報告すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正副管理者会議で決定した事項の執行状況に関する事項

(2) 法令の制定、改廃等により組合の行政運営に特に重大な影響を与える事項

(3) その他、管理者が必要と認める事項

(会議)

第 6 条 正副管理者会議は、必要に応じて管理者が招集し、主宰する。ただし、管理者が主宰できないときは、職務代理の順序に従い、管理者職務代理者となる副管理者がこれを代理する。

2 副管理者は、管理者又は管理者職務代理者に対し、正副管理者会議の招集を要請できる。

3 正副管理者会議は、非公開とすることができる。

(発表)

第 7 条 正副管理者会議に付議又は報告された事項で外部に発表する必要があるものについては、管理者又は管理者が指名した職員が発表するものとする。

(記録)

第 8 条 総務課長は、正副管理者会議の結果を記録し、保存しなければならない。

(細則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、正副管理者会議の運営について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。